

Title	第三帝国における保守派抵抗運動の対外政策(上)
Sub Title	Foreign policy of the conservative opposition against Hitler
Author	原, 信芳(Hara, Nobuyoshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1983
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.52, No.3/4 (1983. 1) ,p.103(443)- 118(458)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19830100-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第三帝国における保守派抵抗運動の対外政策（上）

原信芳

- I はじめに
- II 修正主義路線を受け継いで
- III 英仏との和解の期待

- IV エスカレートする要求（以上本号）
- V ヨーロッパ連合構想（以下次号）
- VI 中欧計画との政策的アナロジー
- VII 結語

歐列強との和解とナチス体制の清算を計画するようになる。これが保守派の反ナチ・抵抗運動である（正確には運動というよりも陰謀と呼ぶべきかもしれない）。

彼らの抵抗運動について、我々は既にリッター、ロートフェルスの古典的名著に接することができる。「ドイツ抵抗運動は良心の純粹な蜂起であった。そしてこの点にこそ、ドイツ抵抗運動の歴史的意義が存するのである。」⁽²⁾といふリッターの言葉に端的に示されているように、一九五〇年代までの西独史家の研究は、ナチス・イコール・ドイツという公式に反駁するのを怠ぐ余り、また、左翼のそれ以外は抵抗と認めない東独史家に対抗する必要は、伝統的保守派とナチスとの関係はほぼ良好であった。とりわけ再軍備とヴェルサイユ体制の打破に関しては、彼らもまた積極的にヒトラー政権を支持したのである。しかし、およそ一九三七年を境に、ヒトラーの冒險政策に不安を覚えた伝統的保守派に属する一部の行政官や外交官は、次第にヒトラーから離反していった。やがて彼らは、反ナチ派の陸軍高級将校と提携して、西

代ドイツ史觀が、この問題に対しても投影もれていた。

さて、六〇年代半ば以降、第二帝制から第三帝國までのドイツ史を一体のものとして理解しようとする傾向が強まり、ドイツ現代史像の再検討の必要が、西独史家の間でも少壯の研究者を中心にして次第に認識され始めた。このような潮流を背景として、そして時間の経過がこの問題に対しても、より冷静な觀察をドイツ人自身に可能にしたためでもあらうが、ドイツ抵抗運動の反民主主義的でナショナリスティックな傾向を指摘する研究が漸く西ドイツにおいても現われ、リッター・ロームヘルス説では捉られ切れていた保守派の反ナチ運動の一面が明らかになつてゐた。

拙稿は主にグラムル、ヒルグルーバー、ヒルデブラントの諸研究を参考にしながら、保守的国民主義的抵抗運動者たちの対外政策に関する諸構想を検討することによって、彼らの反ナチ運動の性格の一端を知り、また彼らの政策が、第一帝制以降のドイツ外交史上に占める位置について考えることを企てた。

ここで検討する覚書類の主な作成者は、ゲルデラー(Carl Goerdeler)、ウツセル(Ulrich v. Hassell)、ルート(Ludwig Beck)の三人である。彼らの対外構想や和平プランは、やがての出身(行政官、外交官、陸軍參謀將校)からしてリーナンスの相違をもつてゐるが、その根底に流れる理念は同一であると思われる。つまり、外交の素人であるゲルデラーが最も強硬な要求を掲げ、それに較べると職業外交官だけにハツセルはより慎重で、ベックは軍事的觀点に立つことが多かつた。しかし、こうにせよ彼らにとって、ヨーロッパをドイツがリードしてゆく

とは眞理の理であつた。それでは、どうのような戦略的相違によりて彼らはヒトラーから離反してこつたのか、何故彼らはある時期までヒトラー外交を支持したのか、彼らの対外政策はヒトラーとナチスのそれとが類似してこゝどんが異なつていていたのか、そしてそのこととドイツ外交の伝統に対するどのような関連に立つのか、以上の點に沿つて限り私なりの答を出した」と思つ。

結

(1) Gerhard Ritter, *Carl Goerdeler und die Deutsche Widerstandsbewegung*, Stuttgart 1954.; Hans Rothfels, *Deutsche Opposition gegen Hitler*, Krefeld 1948.
(北畠謙治・平井友義訳、「第三帝國の抵抗」、訳文館、一九七〇年)

(2) Gerhard Ritter, *Carl Goerdeler und die Deutsche Widerstandsbewegung*, 3 Aufl., Stuttgart 1956, S.13.

(3) Eberhard Zeller, *Geist der Freiheit. Der Zwanzigste Juli*, München 1954.; Günther Weisenborn, *Der lastlose Aufstand*, Hamburg 1953. (北畠謙治訳、「叛逆論」、訳文館、一九五四年); Wolfgang Foerster, *Generaloberst Ludwig Beck*, München 1953.

(4) Ritter, *Das deutsche Problem*, München 1962, S. 190.

リッターによれば、ナチスを特徴づけてくる大衆の政治化と熱狂化は、プロイセン的リッター主義的基盤の上に成長したのではなく、過激な革命的な民主主義の上に成長したものであつた(Ebd., S.33.)。やつて十四・一〇事件におこる原点に達する

「スマラ抵抗運動」が、プローバヤン的伝統の一つの核をもつて

いたのである (Ebd., S. 35.)。

(1) **ハーマン・グラム**, „Die außenpolitische Vorstellungen des deutschen Widerstandes“, in: W. Schmittbennner und H. Buchheim hrsg., *Der deutsche Widerstand gegen Hitler*, Köln 1966; Hans Mommsen, „Gesellschaftsbild und Verfassungspläne des deutschen Widerstandes“, in: Ebd.

今田トヨタ、西郷忠義の伝統派の代表的歴史家であるリヒャルト・クヌッペルハーベー、エーリッヒ・トロットウ等は、第一帝國から第三帝國に至るまでの対外政策に一定の継続的性格を認めている (Thomas Nipperdey, „1933 und Kontinuität der Deutschen Geschichte“, in: *Historische Zeitschrift* 〈以下HZ〉 Bd. 227 H. 1, 1978; Andreas Hillgruber, „Kontinuität und Diskontinuität in der deutschen Außenpolitik von Bismarck bis Hitler“ 〈以下KHD, Kontinuität und Diskontinuität〉, in: Ders., *Großmachtpolitik und Militarismus im 20. Jahrhundert*, Düsseldorf 1974.; Ders. *Die gescheiterte Großmacht* 1. Aufl., Düsseldorf 1980.; Klaus Hildebrand, *Deutsche Außenpolitik 1933-1945* 1. Aufl., Stuttgart 1971.)。

領袖の一人となるゲルトラーのヒトラー外交に対する最初の批判が、マイシ・ボーランツ不可侵条約 (一九三四年一月) に向けられたことは象徴的である。つまり、彼はこの条約が一九一四年のドイツ東部国境の放棄を意味すると考えたが故に、これに反対したのである。ゲルトラーは既に一九二一年一一月 (当時彼はケーニヒスベルクの副市長で国家人民党に属していた)、国家人民党幹部のかウスタルア但 (Kuno v. Westarp) 宛の建築書の中で、ヒトラーの右翼に述べてゐる。「今日の経済的困難は政治的原因によるもの。戦争難と賠償負担もまた一つの政治的文書に起源を発するのであります。この困難はそれ故、政治的手段をもつてのみ矯正されるべきである。その政治的手段は、まだ第一に外交領域に存するのです。」

この点への認識に立って彼が要求する対外政策の基本は、(1) ヴィルサイユ条約によって東部において割譲された地域の返還、(2) ライン蘭ント及びザール兰ントからの連合軍の撤退、(3) 植民地の返還、以上の三点である。これらにオーストリア、ズデーテンを加えた領土要求は、国際情勢や第一次大戦の戦局に応じて多少修正されたが、抵抗運動に入らなかつたのゲルトラーによつても一貫して保持されたことになる。

政権獲得以来外交的成功を重ねたヒトラーは、一九三七年一一月五日、国防相・外相・三軍総司令官を総統官邸に招じ彼の戦争画計を語った。マイシの空間の問題を遅くも一九四三／四五五年には解決するところヒトラーの「不退転の決意」は、西欧列強との領土規定は堪へ難かった。その意味で、後に保守派抵抗運動の

軍参謀総長ベックらに大きな衝撃を与えた。ナチスと伝統的保守派との同盟によって第三帝国が成立して五年、ここに漸くドイツの進路をめぐって、ヒトラーとその保守派パートナーとの間に意見の対立が生じたのである。一九三八年二月には国防軍と外務省が改組され、伝統的保守派は第三帝国の権力中枢から後退し、彼らの政権に対する保守的抑制力は失われた。この過程は、同年八月のベックの辞職と翌年一月のシャハトのライヒスバンク総裁辞任でもって一応終了する。ゲルデラーと並んでドイツ抵抗運動のボリシー・メーカーとなる元駐伊大使ハッセルが、反ナチ派に転じたのもこの頃からである。以下、この二人の第二次大戦前における対外構想について考察する。

一九三七年三月、ライプチヒ市長をやめて以後反ナチ抵抗運動に赴いたゲルデラーは、この年から翌年にかけて、ヨーロッパ諸国や米国を歴訪してナチス政権の危険性について警告を発して歩いた。⁽⁴⁾特にイギリスでは、工業家のヤング (Arthur Primrose Young) を通じて、イーデン、ヴァンシスター⁵の外務省の要人と接触した。ヤング・ノートによる⁶内容は、植民地の返還とポーランド回廊の除去が達成されればドイツにはもはや要求するものではなく、ドイツはフランスの援助をやめ、地中海においても極東においても西歐列強を支持する、というものだった。

つづいて一九三九年三月、ゲルデラーは、戦前における彼の対外要求のマキシマムである次のような政策目標をまとめた。

回廊問題はドイツ・ポーランド両国の利害の調停によって解決される。ドイツは海外植民地を保有する。英仏植民地へのドイツ人の入植は可能な限り認められる。チエコはミュンヘン協定の国境に従って復興され且つ中立化される。ドイツは東南欧大国の地位にひき上げることは考えていなかったようである。⁷ベック、ゲルデラー、ハッセルらは自らをドイツの眞の国益擁護者をもって任じていたので、彼らからみるとヒトラーの対外政策は、ドイツを勝ち目のない戦争に導きかねない危険な賭だったのである。⁽⁹⁾ベックはチエコ危機に際し一連の覚書を作成し、ドイツには英仏を敵とする大戦争に耐える軍事力はなく、そのような大戦争に発展する危険を伴った政策は避けるべきことを力説した⁽¹⁰⁾（ただし彼はズデーテン併合そのものに反対したのではない）。

ドイツはミュンヘン協定において無血でズデーテンを手に入れたのであるから、同協定は彼らにとっても満足のゆくものであった。この時点で、ドイツはオーストリアとズデーテンを併合したのだが、ゲルデラーの目標はまだ満たされたわけではなかった。一九三八年一二月四日、彼はイギリス外務省顧問アシュトン・ガトキン (Frank Ashton-Gwatkin) 宛に一覚書を作成した。ヤング・ノートによると⁸内容は、植民地の返還とポーランド回廊の除去が達成されればドイツにはもはや要求するものではなく、ドイツはフランスの援助をやめ、地中海においても極東においても西歐列強を支持する、というものだった。

その東部国境における諸事件に対し、歴史的体験に基づいて常に特別の関心をもつ。このことは理性的な勢力均衡の枠の中で行なわれる。そしてドイツは地中海の現状を保証する。

経済交流は全ての民族に同一条件下に開かれる。ただし個々の国家間、あるいは国家群間の経済協定は排除されない。ドイツはその通貨の国際的安定のために、四〇一六〇億マルクの借款を無利子で得るが、少なくとも一パーセントの償却義務を負う。このために全ての外国為替と外国貿易の制限が廢止される。⁽¹²⁾ここでゲルデラーが自由貿易を提唱しながら、二国間貿易協定はこれを妨げないと書添えているのは注目に値する。何故ならば、彼がこの覚書を作成した一九三九年三月、ナチス・ドイツはルーマニアにまさに二国間貿易協定を強制したからである。⁽¹³⁾この協定はドイツのバルカン半島に対する経済覇権の追求を意図したものとして、西欧列強を強く刺激したのであるが、ゲルデラーの提案は同協定を考慮に入れた上でなされたものと思われる。ハッセルの同協定とメーメル併合（同じく一九三九年三月）が、ソ連とボーランドを西側に接近させるのではないかという不安はもつていたものの、同協定を支持した。⁽¹⁴⁾

彼らの対外政策は間接的に経済的に、平和裡に、強国ドイツの復権を図るショトレーベンの修正主義路線を基本的には受け継いでいたが、ゲルデラーは徐々にショトレーベン外交の枠からはずれて、権力政策的方向をとらつたように思われる。一九三七年一三九年にかけて、ヨーロッパ外交は再び第一次大戦前のような大国間の協調と権力政策という方法に戻っていた（シヨ

ヘン協定がそのよい例で、この会議にヒュコは参加する許されなかつた）という背景を考慮するにしても、ゲルデラーの要求は余りにもドイツの国益を優先しきつてゐる。⁽¹⁵⁾もしドイツにバック、ゲルデラー、ハッセルらの非ナチ政権が成立したとしても、彼らが中欧におけるドイツの覇権と東南欧への経済膨脹を求める限り、ナチスのような脅迫的手段は用いなかつたとしても、やはりドイツは英仏の利害と衝突したであらう。ゲルデラーは将来のヒヒを平和的強国（Friedensmacht）として考えていたというリッターの評価は、好意的にすれども誤解を招くべきではない。むしろこの段階においては、ヒトラーの対外政策と保守派抵抗運動のそれとは、戦争という手段をとるか否かという点を除けば、その程の違いはなかつたのである。⁽¹⁶⁾

註

(1) Hermann Graml, trans. by Peter and Betty Ross, "Resistance Thinking on Foreign Policy", in: *The German Resistance to Hitler*, London, 1970, p. 8.

ゲルデラーは、ヨーロッパ回廊をドイツの経済と名義に打ち込まれた杭だといふじてゐた。彼は歴史の「解放戦争」や期待おると希望た（Gerhard Ritter, Carl Goerdeler und die Deutsche Widerstandsbewegung 3 Aufl., Stuttgart 1956, S. 74. ベルの註を参考）Ritter, a.a.O. が全文をやがて（2）この史料はカウバタップ文書に含まれてゐる。同文書は現在、ヴァスタルプ伯の孫が保管している。私は立教大学の木村靖一先生が滞録中に複写されたものを、先生の御好

敵にやつて軍事的立場を取るにあつた。ルンゲはこの種の立場を主張するに次第である。

- (3) *Akten zur Deutschen Auswärtigen Politik 1918-1945, Serie D Bd. I, S.29.*

(4) 彼の辞職は直接的には、ナチスによる（ヒトラーとアドルフ）の抗議によるものだつたが（Ritter, a.a.O., S.86f.），その根底にはナチスの経済政策に対する批判が含あつた。彼は経済的アウターリーと余るに激烈な軍備反対だったのである（Ebd., S.79ff.; Eberhard Zeller trans. by R.P. Heller and D.R. Masters, *The Flame of Freedom*, London, 1967, p.49.）。

同年11月経済相ハヤケルトは政局問題から引責し、ゲーリングとの不和になり辞職した。しかし彼はゲーリングなり、経済政策上の対立を政治的対決に纏め抵抗運動にまで発展させじとせんかった。

- (5) Ritter, a.a.O., S.160ff.

(6) Ebd., S.166.

ハヤケルトの辞職の政治的外務部の辭職も、したものが、所謂Xドキュメントである。これは一九七四年にトベターとハヤケルトは連絡を取つた（*The X Documents: The Secret History of Foreign Office Contacts with the German Resistance 1937-1939*, by A.P. Young, ed. by Sidney Aster, London, 1974.）。

ハヤケルト（Klemens v. Klemperer）の裁判（*Journal of Modern History* Vol. 48 No. 1, 1976, pp. 138-40.）によれば、ハヤケルトは1933年夏に内閣回復

ねたハヤケルトは外務省にいた。彼は、イギリスがナチス・ドイツに対して厳しい態度をとるならば、ドイツの将軍たちはクーデターによるコントロールを図ることを支持する。外務省はハヤケルトの主張を「ギリス外務省に伝えた。しかし外務省はハヤケルトの抗議を信頼せず、そのような将軍たちの陰謀はドイツの国内問題における心配された。チャーチillsン政府は枚独有の道を選んだのである。

- (7) Graml, op.cit., p.7.

- (8) Ibid., p.5.; Hassell, *Im Wandel der Ausenpolitik* 2 Aufl., München 1940, S.240.

- (9) Graml, op.cit., p.8f.

- (10) Foerster, a.a.O., S. 100ff.; Nicholas Reynolds, übers. von H.v.Einsiedel und M.Schulte, *Beck.Gehör sam und Widerstand*, Wiesbaden 1977, S.134ff. 「ハーメルヒュッテ・クラウスの反戦努力の『叛乱』『叛難』」長文、一九四七年、四二頁。

- (11) Graml, op.cit., p.10.

- (12) Ritter, a.a.O., S.222f.

- (13) Alan S.Milward, "The Reichsmarck Block and the International Economy", in: G.Hirschfeld und L.Kettner hrsg., *Der Führerstaat. Mythos und Realität*, Stuttgart 1981, p.387.

- (14) Graml, op.cit., p.12.

- (15) Hassellstagsbuch, *Vom Andern Deutschland*, Frankfurt/M 1964, S.47f. (3.April 1939)

- (16) Hildebrand, *Deutsche Außenpolitik 1933-1945*, 3

Auf. Stuttgart 1976, S. 142.

(17) Graml, op.cit., p. 12f.

(18) Ritter, a.a.O., S. 224.

(19) 十四[1]〇日事件と関する國家保安本部の調査によれば、『
我々へ協定めたのナチス外交の領土的成果は、ゲルデラーたちに由りて全面的に承認されてゐる。ただその強圧的なやり方が、将来の國際緊張を招くとして懸念されたにすれども、(Spiegelbild einer Verschwörung, hrsg. vom Archiv Pe-
ter für historische und zeitgeschichtliche Dokumenta-
tion, Stuttgart 1961, S. 353.)』

III 英仏との和解の期待

ドイツ軍のポーランド侵入（一九三九年九月）によって、ドイツの恐れていた第二次世界大戦が始まつたわけであるが、英仏軍と戦闘状態に入る一九四〇年春までの時期は、まだ事態は流動的であった。保守派の抵抗運動者は、ソ連の東南欧への進出を警戒しソ連との提携よりも英仏と妥協する道を選びたいと考えていた。しかし、ヒトラー政権では英仏との和解は望めない。従つて政権の交代が要求されるのであるが、ヒトラーがこれを承知しないのが、ドイツの国益のために彼は排除されなければならぬことであらう。本章では、保守的反ナチ派の軍人や外交官の当時の情況認識を順次追いながら、彼らがどのような对外政策を望んでいたのか、またそれは何を意味するのかについて考えてみたい。

前参謀総長ベックは、一九三九年秋から翌年初めにかけて七通の覚書を作成した。その中の一つ『ドイツにとってのロシア問題』や、彼はロシアの歴史的南下政策かい説をおこしてドイツのよつていう。ロシアは伝統的に不凍海岸を求める膨脹意欲をもつてい
る。一九一〇年にポーランドとの戦争に敗れてからは、ロシアは一時的にヨーロッパから後退したが、今年（一九三九年—筆者註）の初めには再びヨーロッパに手を向けてきた。世界中を驚かせた独ソ不可侵条約は、バルト諸国、ウクライナへ連出しようとす
るロシアを利するものとなる。今やロシアは我々の東部国境を強
く圧迫してゐるのである、と。

ベックは、『ドイツの和平提議失敗後の幕間期』において、わかつて東部国境の情勢に注目してソ連とバルト諸国、

フィンランドとの関係に心を配つた。そして彼は米上院の武器禁輸法廃止賛成、英仏土協定の影響、フランス・ベルギーの十分な迎撃体制などを指摘して、ドイツの攻勢に対する西側陣営の備えの強力なことを説明した。⁽³⁾ ベックの不安は適中し、一月末ソ連軍はフィンランドに侵入を開始した。

ソ連・フィンランド戦争が始まると、ベックの憂慮は増え深くなつた。彼の結論は、ソ連との断交・イギリスとの提携である。『ドイツの現状に対するソ連・フィンランド戦争の意味』の中で、彼は次のように述べてゐる。

ロシアは興隆しつゝある。ドイツとの協定と東ポーランド、バルト諸国を制圧したことによつて行動の自由を得たロシアは、大洋と不凍港を求めたかつての道を歩み出す。ロシアの目標は、バルト海沿岸、ウクライナ、黒海西岸、さらに日本ロシ
ア帝国以来の征服目標であるコンスタンチノープル、ついで

小アジア、最終的にはコーカサスを経てペルシア国境地帯、そしてインドにまで進出することである。ロシアとの同盟によつて、ドイツはヨーロッパにおけるロシアの前哨になり下がるばかりか、イギリスを敵にまわすことになるであろう。それどころか、全ヨーロッパがドイツに敵対するようになるかもしない。国家社会主義者の虚無的政策が、ドイツをヨーロッパから引き離すのである。ドイツはヨーロッパ共同体のために、即刻イギリスと和平を結び、ロシアのボルシェヴィズムとは関係を断つべきである。⁽⁴⁾

要するにベックは、ソ連の活発な对外進出を警戒して、また米国の援助を前に立てる西側陣営の軍備の強力なことを指摘しつゝ、西欧列強との和解こそドイツのとるべき政策だとしたのである。このような見解は軍人のベックだけに限られたものではない。

反ナチ派の外交官エツツドルフ (Hasso v. Etteldorf) 外務省参考官 Vortragender Legationsrat) は、一九三九年一〇月、四部から成る覚書を作成し、その中で軍部の反ナチ・クーデタを要請した。彼もベック同様、フランス・ベルギーの侮り難い軍事力、米国の介入の可能性、⁽⁵⁾ ドイツの国防経済力などからみて、戦争の拡大に反対する。しかし、ヒトラー政権では英仏と和解することはできない。とすれば、ドイツ人は同政権を適切な時期に (rechtzeitig) — 西部戦線での戦闘が始まる前に — という意味である (筆者註) 顧覆せなければならぬ。⁽⁶⁾ エツツドルフはこれを国防軍に期待する。「確かに軍人は軍旗に宣誓している。しかしこの軍旗に対する宣誓 (Fahneneid) はその妥当性を失

つた。何故ならば、ヒトラーは自らの固有の義務を忘れて彼がとり憑かれた目的のために、まさにドイツを犠牲にしようとしているからである。」彼は、対ナポレオン解放戦争で有名なヨルク将軍の例を引いて、「国民と国家の最高の危機において、ドイツの愛國者はその良心に従うのに躊躇しなかつた。ヨルクは国王に向つて、堪え難くなつた忠誠の解消を予告したのである。⁽⁸⁾」と、愛国的見地からする軍人の元首への反乱を正当化している。

それではヒトラー政権を倒した後のドイツは、西欧列強といかかる条件で和平を結ぶのであらうか。この問題について、エツツドルフは「名誉ある平和」 (ein ehrenhafter Frieden, Peace with honour) を欲する。それは「⁽⁹⁾ へくへ協定の基礎の上に立む、ドイツの人種的 (ethnographisch) 国境を侵害しない和平である。そして東プロイセンはドイツ本国に結合され、東上シュレジエンの工業地帯はドイツに併合される。ゲルデラーに較べれば控え目なエツツドルフも、ズデーテンやボーランツ回廊のドイツ帰属には何の疑問ももたなかつたようである。

ベルリンの法律家で、国防軍情報局に属していたエツチャイト (Etschait) も保守派の抵抗運動者の一人である。彼も『内外の状況』と題する覚書 (一九四〇年一月一日付)において、西欧列強はヒトラーのドイツ政府とは和平を結ばないであろうという見解を示した。従つて、英仏と和解するためにはドイツ人はナチス体制を倒さなければならないが、彼によれば、それには英仏とドイツが「名譽ある平和」 (ein ehrenvoller Frieden) と共に復興を保証するような諒解に達する必要である。彼は、ボ

ルシェヴィズムのヨーロッパへの拡大を防ぐために、また東アジアにおける日本の覇権要求を撃退するために、英仏とドイツの間には妥協の余地があると判断した⁽¹⁰⁾。エッチャイトは「名誉ある平和」の内容を詳細には述べていながら、それは「大ドイツ的解決」(die grossdeutsche Lösung) という彼の言葉からほぼ推測されよう。

これまでとりあげた一連の覚書では、独ソの提携はいずれも否定的に扱われている。これに対しハッセルは、その基本的には反ソ的姿态にもかかわらず、独ソ不可侵条約にも評価できる要素があるという。一九三九年一〇月一日付の日記の中で、彼は以下のように述べている。「ソヴィエトとの親善は二つの利点を有する。第一に、それはおそらくドイツ並びに党の良質な要素が目を開くのを助長することができるだろう。第二に、それは健全で強力なドイツを保持しようという西欧列強の傾向を強めるであろう。言うまでもなく、そのドイツは半分あるいは四分の一ボルシェヴィキ的指導に服するドイツではない」⁽¹¹⁾。

このようなハッセルの考え方には、ロシアと英仏との間にあって対外行動のフリーハンドを得ようとするドイツ外交の伝統的^(マクア)策略の一つである。それでもドイツをとりまく情況の厳しさについては、ハッセル、ゲルデラーも、ベックと同様の認識に立つていた。ハッセルは彼の日記の前述引用部分について云う。「全般的情况は、転がりゆく車にブレーキをかける時であるという結論に私を導く。私の訪問客（ゲルデラー）も同じ見解だった。彼は情況を私以上に悪くみている。冒險政策をやめさせることにい

ち早く成功しないならば、内外の破局は不可避免的であると彼は考えている。彼の情報によれば、我国の経済状態は外見よりもずっと悪い⁽¹²⁾。」

以上みてきたように、保守派の抵抗運動者はソ連のバルト海沿岸、東欧・バルカン方面進出を脅威として、むしろ西側と結んでこれに抵抗することを望んでいた。彼らは、反ボルシェヴィズムの立場をとり且つヒトラーを除けば、一九一四年のドイツ東部国境の回復やオーストリア、ズデーテンの併合の承認を前提としても、英独の妥協は成立すると考えた。また彼らがソ連の对外行動に神経を尖らせたのも、彼ら自身が東南欧に大きな利害関心を寄せ、同地域をドイツの権益下に置くことを欲していたからであろう。当時西部戦線ではドイツ軍の攻撃は始まっていなかつたし、西欧列強がソ連のフィンランド侵入に衝撃を受けたことも事実である。しかしイギリスはポーランドとの協定によって、同国の独立を保全するためにドイツに宣戦したのである。従って、ポーランドの自立を危くするような条件で和平を結ぶことを、例え相手が非ナチ・ドイツ政府であっても、イギリス政府が承諾する可能性は極めて小さかった。その意味で、抵抗運動者たちのイギリスの戦時外交に対する認識は甘すぎたと言わねばならない。この点では、彼らはヒトラーと同様の錯覚にとらわれていたのである。

ところで、彼らのナチスに対する抵抗の動機は、対外問題にのみ限定されるべきではない。彼らは戦争のもたらす社会的帰結を恐れた⁽¹³⁾。つまり、ヒトラーの冒險政策が戦争に発展し、その戦争

にドイツが敗れ、その結果國內に社会革命がおこるのを彼らは心配したのである。保守的指導層の中には、人種イデオロギーに基づく大戦争は国家社会主義の新エリートを生み、伝統的エリート層の地位が脅かされるのではないかと考える者もいた。⁽¹⁴⁾ 一般に伝統的保守派はナチスによる第二革命を恐れた。それは抵抗運動者たちも例外ではない。彼らは、ナチス革命がボルシェヴィキ革命へと発展し、将来ドイツはソ連のチエカのような秘密警察が支配する社会になってしまふのではないかという不安を懷いたのである。ゲルデラーはナチス体制を反キリスト教的なものとみなして、ナチズムのヨーロッパ支配はボルシェヴィズムの拡散の温床になると考へた。保守派の抵抗運動者が独ソの同盟に否定的反応を示したこと、戦争の拡大に反対したこと、国際情勢やドイツの國力に関する客観的認識のみならず、ドイツのボルシェヴィキ化という国内問題をも憂慮した結果であつたといふべきである。

註

- (1) „Die russische Frage für Deutschland. eine Skizze“, Bundesarchiv-Militärarchiv (以下 BMA と略記), Freiburg, N 104/2.
- (2) 一九三九年一〇月六日、ヒトラーは帝国議会において、ドイツのヨーロッパ征服の承認を前提とする和平を提議したが、英仏ともこれを拒絶した。バックのこの覚書のタイトルとなるところの和平提議の失敗とは、このことをわすぬと思われる。また幕間としては、対ヨーロッパ戦が終了したの翌年春までの戦闘中止期のことである。

(3) „Zwischenpause nach dem Mißerfolg der deutschen Friedensangebotes“, BMA, a.a.O.

なお、ヒトラーなどはギリス征服の意図はない、ただドイツの邪魔をしならうに屈服せねばよ」と考えていたのであり、この時の和平はむづかしいもの現われであると云われる (Hildebrand, *Deutsche Außenpolitik*, S. 96.)。

(4) „Die Bedeutung des russisch-finischen Zusamenstosses für die gegenwärtige Lage Deutschlands“, BMA, a.a.O.

一九三九年一一月七日のこの覚書は、バックの手に成る普通の覚書の一つとして、フライブルクのBMAに保管されている。しかしグラムルヒューベンによれば、この覚書の作成者は海軍少佐リーディヒ (Liedig) である。この覚書の最初の頁には Liedig と判読できる跡名があるが、回覚書の作成者がバックなのかも、リーディヒなのか私は未確認である。グラムル、モムゼンがこの覚書を利用した時には、これはまだコブレンツの Bundesarchiv に取扱はれていた。両者の分類番号は H08-104/2 である。

(5) „Das drohende Unheil“, BMA, a.a.O.

ハッシュルのこの覚書は、同じく反ナチ派の外務省参事官

ヒュル (Erich Kordt) の論文を轉載したのである。

BMA, a.a.O.

(6) „Das Gebot der Stunde“, BMA, a.a.O.

(7) „Keine Bedenken“, BMA, a.a.O.

(8) Ebd.

(9) „Die Neue Reichsgewalt“, BMA, a.a.O.

(10) „Die innere und äussere Lage“, BMA, a.a.O.

(11) *Vom Andern Deutschland*, S. 77.

(12) Ebd., S. 78.

(13) Graml, op.cit., p. 8.

(14) Hildebrand, *Die Deutsche Außenpolitik*, S. 100.

彼の「ナチズムによるハーバード大学」視点から、やがて彼らの地位が危くならないを不承認の立場を取る。しかし、彼らは、ナチズムの軍事的勝利に影響されただめもあり、この頃から彼らの对外要求はエスカレートしていくようになる。ゲルデラー、ベッセル、ポピッシュらは中央におけるドイツの霸權とこの構想を、全ヨーロッパにおけるドイツの霸權とこの構想に発展させた。⁽¹⁾ 本来行財政官であるゲルデラーと専門外交官ベッセルでは、その对外政策の各論部分には相違があつたが、基本的立場に変わりはなかつた。即ち、ドイツが指導するヨーロッパの反ボルシュヴィキ的団結である。ひどいが、保守派抵抗運動の政策立案をリードしたこの一人の对外構想の發展を辿りみる。

一九三五年九月、ゴットfried v. Bismarck) の親衛隊加入は、親衛隊の伝統的ヒューリティの上でのものと、その重要性は、Gunnar C. Boehnert, "The Jurists in the SS-Führerkorps 1925-1939", in: *Der Führerstaat. Mythos und Realität*, p. 368.)

(15) „Die Bedeutung des russisch-finischen Zusammenstoßes für die gegenwärtige Lage Deutschlands“,

(16) „Die innere und äussere Lage“, BMA, a.a.O.
(17) Graml, op.cit., p. 21.; Ritter, a.a.O., S. 273f.

IV ハカルームヤノ取扱

ア、ベルギー、オランダまで含めた広大な空間において指導的立場を占めるドイツを考えていた。ただ彼はポピツとは異なり、これらの国々の自決権まで削る意志はなかった。それら諸国の政治的独立と文化的の独自性は尊重するというハッセルは、保守派抵抗運動中最右翼に位置するポピツよりは柔軟な姿勢をとっていたと言えようが、それでもその構想はグラムルが指摘している通り、ドイツがシアの大半を握るトラストに他ならない。

「古典的国民自由主義者」⁽⁷⁾ゲルデラーの構想も、基本的にはハッセルと同じく広域経済圏の樹立という方向に向っていた。だが彼は、在外ドイツ人の全てをライヒに統合することにより熱心だった。彼は、前大戦で失った東部国境やオーストリア、ズデーテンばかりでなく、エルザス・ロートリンゲン、南チロル（第一次大戦後オーストリアからイタリアへ割譲されたが、ヒトラーはアシスト・イタリアと提携するため同地方を放棄した）もドイツに併合することを望んだのである。

ゲルデラーは『目標』と題する覚書の中で、「技術の発達は大経済空間の成立を促す」と云う。しかしその見解では、そのような広大な経済空間の成立の必然性と国民国家思想とを一致させることが必要であり、全てのドイツ人は一つのライヒに統合されるべきである。そこで彼は以下の諸点を指摘する。

(1)まとまって居住しているドイツ人は全て一つの国民国家に属する。(2)人間の性質と他の国民国家群の中央にあるというドイツの位置が、ドイツに強力な国防軍の保持を強いる。(3)一九世紀以来、技術の発達はより大きな経済空間を求めている。ヨ

ーロッパ経済圏は、自立的ヨーロッパ諸国民国家の組織的集合（Zusammenfassung）を通してのみ達成されるのであって、寄せ集め（Zusammenraffung）を通して達成されるのではない。(4)植民地の保有は必ずしも経済的繁栄に直結するわけではないが、それでもそれはドイツにとって有益である。アフリカにおけるまとまった植民領域がより望ましい。(5)このような基礎の上に、世界中の全ての部分との可能な限り自由な物資の交流が育成される。自由貿易は自由競争を意味する。自由競争は最高の成果をあげるために戦いを意味する。(6)一一五までの諸点を基礎として英米との確固とした協調が達成されるであろう。(7)極東において英米と協同歩調をとることは必然的である。日本は極東における騒乱者である。中国は広く資源も豊富で、多くの投資の可能性を有している。ドイツと中国は有好関係を結べるであろう。(8)今後の100年にとって、アフリカの統合（eine Zusammenfassung）という目標は無意味である。アフリカにまとまった植民地があれば我々は満足である。アフリカは南においてのみ、白人にとって労働の可能性をもつていて、アフリカにおいて追求すべき実りのある政治目標は、そこに働く白人勢力との協調的共同作業である。(9)現行の国際海洋法は時代遅れである。何故ならば、それは技術の発達を計算に入れていないからである。(10)全占領地域はすぐに専ら軍事的総督の管轄下に入る。ナチスによって運営されている組織は直ちに解散される。次にこれらの地域の自治ができるだけ早く、そしてドイツの軍事的安全の利害と一致するように復興される。(11)ユダヤ

人の地位の新秩序が世界中で望まれているように思われる。力ナダか南米にユダヤ人固有の国家をつくるのがよいだろう。この問題は列強の協力で解決されるべきである。⁽¹²⁾

覚書という形式のせいでもあろうが、以上の議論には文脈が論理的につながらない部分が少なくない（⑧⑨はそのよい例である）。いずれにせよゲルデラーの目標は、まずヨーロッパにおける覇権強国としてのドイツの地位の確立であり、さらに彼はアフリカに集中的な植民領域の獲得をも望んでいたようである。ナチス・ドイツの軍事的勝利の頂点にあっては、ゲルデラーの領土要求はヨーロッパから海外植民地へとエスカレートしてきたと言えよう。ただし彼はこの要求を、あくまでも英米との衝突を回避しつつ満足させようとしたのである。

またゲルデラーは一九四一年五月三〇日付で、ナチス体制打倒後のドイツ政府がイギリス政府との交渉において要求すべき諸項目を、和平プランとして次のように具体化した。

（1）戦時中交戦国によって占領された全ての中立国の主権回復。（2）戦争前に達成されたオーストリア、ズデーテン、メーメルラントのドイツ帰属の確定。（3）ベルギー、フランス、ポーランドに対する一九一四年の国境の回復。（4）全員参加の講和会議による民族自決に基づくヨーロッパ諸国境の確定。（5）直ちに確立される国際的委任統治体制下におけるドイツ植民地あるいはこれと同等の価値をもつ植民領域の返還。（6）無賠償、共同復興。（7）関税境界の撤廃。（8）全権を与える世界経済委員会の設置。（9）通貨の国際管理。（10）国際労働局の業務再開。（11）法の回復と犯罪者の処罰。（12）国際仲裁裁判権の強化。（13）ヨーロッパ諸国定期的会議及び地域的基礎に対応する連合体の創設。（14）軍備の全般的制限と削減。（15）軍備と軍需産業の国際管理。

である。(III) 我々にとってヨーロッパは、戦場や権力の基盤ではなく価値ある唯一の祖国 (*la valeur d'une patrie*) を意味する。そしてその枠の中で、健全な生命力溢れるドイツはボルシェヴィキ・ロシアを考慮するとき、不可欠の要素なのである。(IV) 和平締結の目標は、再び戦火が燃えあがらないように、確固とした基礎と安定の上に持続する平和とヨーロッパの安定でなければならない。(V) オーストリア、ズデーテンのライヒとの合併は議論するまでもないといふことが、そのための条件である。同様に、ドイツの西部国境は再び問題とはならない。しかしドイツ・ポーランド国境は、本質的に一九一四年のドイツ帝国の国境と一致しなければならない。(VI) 和平締結とヨーロッパの再建は、全ての人々に認められる一定の諸原則の上に築かなければならぬ。(VII) その諸原則を次に示す。(1) 歴史から生じた確実なあり方をもつた国民性の原理。(2) 独立のポーランドとチェコ共和国の再建。(3) 一般的軍備縮少。(4) 経済的観点からする国際的共同作業の再建。(5) 全ヨーロッパ諸国による次のような考え方の承認。(a) キリスト教道徳の諸原則。(b) 公的生活の原則としての正義と法律。(c) 中心思想としての福祉。(d) 当該国民に適合した方法における人民による國家権力の効果的制禦。(e) 思想、良心、精神労働の自由。

この手稿はブライアンズを経てハリファックスに渡ったが、ハッセルは何の返答も得られなかつた。⁽¹⁷⁾

ついでハッセルは翌一九四一年一〇月、アメリカ人実業家スタルフォース (Federico Stallforth) に、ベック、ハンマーシュ

タイン (Kurt v. Hammerstein) 最も早期からの反ナチ派の将军、一九三九年一〇月解任) の同意を得て次のような和平条件を伝えた。ヒトラーとナチス体制の排除。ザール、ダンチヒ、オーストリアを除く一九三三年以降獲得された全占領地域からのドイツ軍の撤退。ポーランド回廊と一九三三年の東プロイセンとの交換。無賠償。ハッセルはこの和平条件をワシントン経由でロンドンに照会することをスタルフォースに依頼したが、米国は動かずその年の一二月には太平洋戦争が始まった。⁽¹⁸⁾

アフリカ植民地を要求せず、ヴェルサイユ条約の領土規定の西半分は甘受するハッセルは職業外交官だつただけに、ゲルデラーよりも慎重な外交路線をとつていたと言えよう。とりわけ、一九四一年一〇月のスタルフォースに伝えられた提案は、保守派抵抗運動の和平条件としては最も穏やかなものだった。しかし、それでもポーランド回廊の除去と独奥合併は譲歩され得ない。一般にドイツ人はポーランド人に對して歴史的に民族的優越感をもっていたので、東プロイセンをライヒから切り離している回廊の存在は、ドイツ人の国民感情を久しく傷つけていた。先にみたようにゲルデラーなどはヒトラーが要求する以前から、回廊の除去をイギリスに求めた程である。またオーストリアは、ドイツが東南欧に經濟進出する場合の掛橋的存在であり、保守派の抵抗運動者たちの最重点要求の一つであった。⁽¹⁹⁾

さて、一九四〇年一一月、フィンランド、東ヨーロッパ、バルカン半島の権益をめぐる独ソの交渉は不調に終り、翌年の四月、独伊枢軸軍はユーゴー、ギリシアに侵入した。六月には独ソ戦が

始より、こゝして戦局は新しい段階を迎えたのである。

独ソ戦の開始によって抵抗運動者たちの戦争の将来に対する不安は一層大きくなつた。一九四一年八月一日、ハッセルはその日記の中じう述べてゐる。「情況一激しきロシアの抵抗、大きな

損害、西部におけるイギリス空軍の攻撃、イギリス商船隊に対する潜水艦戦と空爆の極めて僅かな成功。その結果、高い気圧計の示度。無限の途方もない感情。ガイストラー（バッセルの日記に出てくるボッシュの秘匿名一筆者註）、アフナック（同ジヘゲルラーの秘匿名一筆者註）その他と次の問題について語り合つた。体制の交代は選ずれる。敵はドイツの完全な屈服の可能性を考えているのだから、今となつては公正なドイツ政府⁽²¹⁾でも、ドイツにとって受諾し得る講和を獲得することはできない。」

保守的国民主義的反ナチ運動の最大の外敵は、ボルシェヴィキ・ロシアであった。その脅威は一九三九年にヒトラーが、独ソ不可侵条約によって呼び出した時には潜在的なものだったが、今は緊急のものになつていた。従つてヒトラーを倒す必要も慾を要するものとなつた。このような意味では、独ソ戦はドイツ抵抗運動に新しい刺激を与えたのである。彼らはドイツが対ソ戦に勝利するとはあり得ないと判断した。他方ハッセルは、独ソ戦によつてヨーロッパ諸国民を反ボルシェヴィズムの旗幟の下にドイツの背後に糾合する人が可能になり、そうなれば、バルカン半島、バルト海、ポーランドにおいてソ連から讓歩をひき出かんとするができるかもしないと考えた。こゝして彼らの対外政策は、ボルシェヴィズムの脅威からのヨーロッパ文明の共同防衛といつて命

題を増々強調するようになる。ルート、それヒューベンの団体を躍和せしめるために、ゲルゲラーのヨーロッパ連合、ヨーロッパ共同体といふ構想に接近するのである。

註

(1) Graml, op.cit., p. 21.

(2) 保守主義的反ナチ派の集まり、ミック、ハッセル、ヨーハン・ヘルハの他、元マルクス大学教授イヒャン（Jens Jessen）のやうな保守派の学者も参加してゐた。

(3) Graml, op.cit., p. 21f.

(4) *Vom Andern Deutschland*, S. 155. (23. Dezember 1940)

(5) Graml, op.cit., p. 22.

(6) Ibid. p. 23.

(7) Ibid.

(8) 一九四一年前半にできあがった新しいドイツの内政、外交、経済、社会にわたる基本方針を集めめた大おな覚書。その作成はヘルハラーダけでなく、ミックの他、専門家も参加した共同作業だつた。Beck und Goerdeler, hrsg. u. erläutert von Wilhelm Ritter v. Schramm, München 1965, S. 34, S. 51.)。グラマルは本覚書の成立を、ルシテメ関係との間に及ぶ一九四一年後半の推測である(Graml, op.cit., p. 241.)。

(9) Beck und Goerdeler, S. 90.

(10) Ibid.

(11) Ibid., S. 95.

(12) Ebd., S. 97-107. *Spiegelbild einer Verschwörung*, S. 131-4.

- (13) Ritter, a. a. O., S. 585.
- (14) Hans Rothfels, *Deutsche Opposition gegen Hitler*, Neue erweiterte Ausgabe, Frankfurt/M 1977, S. 107.

(15) Lonsdale Brayans, „Zur Britischen Amtlichen Amtlichen Hal tung gegenüber Deutschen Widerstandsbewegung“, in: *Vierteljahrsschiffe für Zeitgeschichte* (以下 VfZG 1953年) Jg. 1 H. 4 (1953), S. 348f.

(16) *Vom Andern Deutschland*, S. 114f. (22. Februar 1940)

(17) Brayans, a. a. O., S. 349.

(18) Peter Hoffmann, *Widerstand Staatsstreich At tentat*, Frankfurt/M 1970, S. 263.

(19) Ebd., S. 263f.

(20) Hildebrand, *Deutsche Außenpolitik*, S. 106.

(21) *Vom Andern Deutschland*, S. 191.

(22) Graml, op.cit., p. 25.

(23) Ibid., p. 26.

(24) ハーベルト・ヘルムート・ヘルムート (Helmut v. Moltke) ヨルク・ヨルク (Yorck v. Wartenburg) エルンスト・ヨルクの理想主義的傾向をもつた反ナチ的名士の集団のドナルド・クラベック・サークルの間で夙に論議がなされた。このサークルのハーベルト・インターナリズムとケルヒナー、バッセルのハイエクとの相互影響の有無、両者のハーベルト・連合構想の異同などに關しては、別の機会とするおもてみた。

『扶助』緯H11類緯 | 叩出點表

廿世紀後半事件に關するH11の資料

河北展生

- 大田ペーパー、下段11行目、生田又兵衛反則→友則
- 大大ペーパー、上段11行目、生田反則→友則

ハクヤノボン作『アーチャー人の回顧』の訳説前編 (H11)
眞ト英信

- 表紙H11、七行目 (H11) → (H11)
- 九六ペーパー、上段注② κωμῳδεῖω→κωμῳδεῖω
- 100ペーパー、上段注② θέσεως→θέσεως

ハルナード・ハスラー「大學の崩壊——回顧と腹理——」

東畠隆介訳

- ハーベルト・ヘルムート・ヘルムート (Helmut v. Moltke) ヨルク・ヨルク (Yorck v. Wartenburg) エルンスト・ヨルクの理想主義的傾向をもつた反ナチ的名士の集団のドナルド・クラベック・サークルの間で夙に論議がなされた。このサークルのハーベルト・インターナリズムとケルヒナー、バッセルのハイエクとの相互影響の有無、両者のハーベルト・連合構想の異同などに關しては、別の機会とするおもてみた。
- 一九四一年、下段11行目、仕→任
- 講議→講義 (H11ページ下段11行、H11回ヘーベルト段1行、H11回ヘーベルト段1行、H11回ヘーベルト段1行)